

時刻認証業務の認定に関する規程（案）に対する意見募集で提出された意見及びそれらの意見に対する総務省の考え方
（意見募集期間：令和２年 12 月 19 日（土）～令和３年 1 月 22 日（金））

提出件数 9 件（法人 6 件、個人 3 件）

No.	意見提出者 （順不同）	提出された意見	提出された意見に対する考え方	提出された意見を踏まえた案の修正の有無
第 3 条（認定）関連				
第 3 条第 1 項第 2 号：日本標準時通報機関である国立研究開発法人情報通信研究機構の UTC（NICT）を時刻源とし、当該時刻源との時刻差が一秒以内となるよう、時刻の品質を管理及び証明する措置を講じること。				
1	個人	時刻源は、UTC (NICT) ではなくて日本標準時 (JST) とすべきと思います。	御指摘の「日本標準時 (JST)」は国立研究開発法人情報通信研究機構が生成する協定世界時 UTC (NICT) を 9 時間（東経 135 度分の時差）進めて生成する時刻であり、国際的な通用性の観点から、原案のままとさせていただきます。	無
2	セイコーソリューションズ株式会社	タイムスタンプは付与される時刻が正しいものであることが重要です。 デジタル署名方式の場合、暗号技術によって TST として固められます。付与時点で不正な時刻が含まれた場合、後日確認が困難なため、制度そのものの信頼性が揺らぎかねません。 そのため、 1, TST に付与される時刻の信頼性 2, TST を生成時に利用される TSA 署名鍵の管理 この 2 点について、後日疑義を生じない制度設計としていただきたい。 今般、特に上記 1 の時刻の信頼性を第三者が保証する TAA が関与をしない TSA において自らの時計による時刻付与（所謂おれお	御指摘は、今後の参考として承ります。	無

		れ)も容認されることから懸念しております。		
3	GMO グローバル サイン株式会社	1) 意見 時刻源として UTC (NICT) を使用するよう限定されていますが、任意の各国標準時通報機関を選択できることが望ましいと考えます。 2) 理由 時刻源を UTC (NICT) に限定した場合、一秒以内の精度を実現するために、時刻配信局、時刻認証局は日本国内、さらには首都圏に設置するように制限されます。タイムビジネスは信頼されるトラストサービスの BCP (事業継続計画) 対応として、地震などの災害、大規模停電、海底ケーブル断などが発生したとしても可能な限りサービスを継続できるよう、そのためにも海外を含む複数の拠点に時刻配信局施設、時刻認証局施設を設置する必要があります。その際には UTC (NICT) ではなく、設置した国の標準時刻通報機関を利用する必要があります。	「タイムスタンプ認定制度に関する検討会取りまとめ」にもあるとおり、トレーサビリティの起点となる時刻源は、タイムスタンプにおいて最も重要な要素であるところ、その重要性に鑑みて、政府として正確性及び法的位置づけについて担保の限りでない外国の標準時通報機関ではなく、我が国の標準時通報機関である国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT) が提供する時刻 (UTC (NICT)) を用いることを求めることが適切だと考えます。	無
4	個人	国立研究開発法人情報通信研究機構の UTC (NICT) を時刻源とする記述がある。従来ガイドラインで示している TAA を活用する場合には、UTC (NICT) を直接的に利用しているとは言えず、従来 TAA を使用していた事業者にとってはシステム修正をしなければならないと不安を与える可能性があると感じる。「時刻源として活用し」といった、間接的な利用を許容することが相応しいと感じる。	TAA の活用有無にかかわらず、トレーサビリティの起点となる時刻源として UTC (NICT) を用いることを求めるところ、これを明示する観点から、原案のままとさせていただきます。	無
第3条第1項第6号：認定業務を利用して自らタイムスタンプを付与する者（以下「利用者」という。）及びタイムスタンプが付与された電子データを有し、かつ当該タイムスタンプの改ざん等に関する検証を行う者（以下「検証者」という。）に、電磁的記録に記録された電子データ及びそれに付されたタイムスタンプの改ざん等に関する適切な検証の手段を提供すること。				
5	セイコーソリューションズ株式	現在のタイムビジネス信頼・安心認定制度では、3方式（デジタル署名方式、リンク方	御指摘を踏まえ、認定事業者の責務の範囲を明示する観点から下記のとおり修文します。	有

	会社	式、アーカイビング方式)のTSAが認定されます。このうち、リンク方式、アーカイビング方式は、タイムスタンプ検証は、TSA側で実施する必要があります。デジタル署名方式は、独立トークンで利用者側にて、TSAに依存せず標準に則ったアプリケーション(例えば、AdobeAcrobat等)で検証が可能です。このため、現行の認定制度では、「TSA側で検証を行う場合」と前提が記載されています。今般の新たな認定制度では、デジタル署名方式のみなので、TSAの責務としては、検証手段の提供ではなく、検証に必要な的確な情報の提供であると考えます。	認定業務を利用して自らタイムスタンプを付与する者(以下「利用者」という。)及びタイムスタンプが付与された電子データを有し、かつ当該タイムスタンプの改ざん等に関する検証を行う者(以下「検証者」という。)に、改ざん等に関する<u>検証を適切に行うにあたり必要な情報</u>を提供すること。 また、第五条第三項にも同様の修文を行います。 認定事業者は、認定業務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を、タイムスタンプの改ざん等に関する<u>検証を適切に行うにあたり必要な情報の継続的な提供その他の利用者及び検証者を保護するために十分な内容を含む終了計画又は再開計画と併せて総務大臣に届け出なければならない。</u>	
6	トラストサービス推進フォーラム	本号案は、これまでの日本データ通信協会のタイムビジネス信頼・安心認定制度では、3方式の時刻認証サービスが対象となっておりました。そのうちの、リンク方式、アーカイビング方式においては、その方式の特性から、検証は事業者にて実施する必要があったため本号のような規定があったものと思料します。今般の制度では、一号案においてデジタル署名方式に特化されております。この方式の場合、タイムスタンプトークンそのもので検証は可能となり、提供事業者にて検証のための手段を提供する必要はありません。 デジタル署名方式のタイムスタンプは、現行の認定制度が施行された時点では、標準化され	同上	有

		てはいたものの、まだ普及段階に無く、サービス提供者が検証手段を提供していました。しかしながら今般では、検証のためのツールは世界中で広く利用されており、サービス提供者以外にも数多く提供されています。 このことから、TSA の責務は、検証手段の提供ではなく、検証に必要な情報（運用規定、準拠する標準規格、トラストアンカ、失効情報配布点など）の提供であると思料します。		
7	GMO グローバルサイン株式会社	1) 意見 最後の部分「・・・適切な検証の手段を提供すること。」は、「・・・適切な検証に必要な情報を提供すること。」とする方が現実的かつ認定制度のスムーズな運用に有効と考えます。 2) 理由 第三条及び第三条一項の一より、認定時刻認証業務は信頼できる認証事業者から発行を受けた電子証明書に基づきデジタル署名方式を用いて提供されることとなりますが、より具体的には、正しい時刻源から得た時刻に基づき有効かつ危殆化していない署名鍵(信頼できる認証事業者から発行を受けた電子証明書に紐づくもの)を用い、タイムスタンプを付与してほしいと送られてきた電子データに対しデジタル署名して返送するものと認識しています。 上記より、認定時刻認証業務の果たすべき役割は、時刻源、署名鍵管理、タイムスタンプトークン生成等について認定業務に係る調査をクリアする水準を維持すると共に電子証明書の有効・無効のステイタス管理(例：CRL/OCSP)や電子証明書の更新、新規発行等について信頼できる認証事業者との協力関係を維持すること、そ	同上	有

		して、利用者、検証者、タイムスタンプを利用するアプリケーション/サービス提供者の求めに応じ必要な情報を提供していくことと考えます。 第三条一項の六において「・・・電磁的記録に記録された電子データ及びそれに付されたタイムスタンプの改ざん等に関する適切な検証の手段を提供すること。」と記されていますが、これが Adobe Reader 等が備えているのと同様な検証機能を意味するのであれば、Adobe Reader を始めとしてタイムスタンプが用いられるであろう世の中の様々なアプリケーションやクラウドサービス等に対応する検証の手段（例：プラグインツール）を認定時刻認証業務が必須で用意し提供していくのは現実的でなく、「検証の手段の提供」について認定要件を設定するのが困難になるのではとも考えます。タイムスタンプビジネスが日本でスタートした当初は、アプリケーション/サービスの対応が追いつかず、検証に必要な CA 証明書や署名検証機能を時刻認証事業者がプラグインツールとして用意し必要に応じ利用者/検証者へ配布していましたが、現在ではアプリケーション/サービス提供者が必要な CA 証明書及び検証機能を実装するのがほぼ常態化していると思われることから、「検証の手段」として明記するより「検証に必要な情報を提供すること」こととしておくことで今後アプリケーション/サービスの進化に呼応して認定制度・要件を改訂していくことを最小限にとどめながら検証手段（ツール）の提供が必要なケース及び情報の提供/公開で足りるケースの双方に対応していけるのではと考える次第です。	
--	--	--	--

第3条第1項第8号：当該時刻認証業務を行う者が、次のいずれにも該当しない者であること。 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ロ 第九条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者 ハ 法人であって、その業務を行う役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの				
8	一般財団法人日本データ通信協会	「禁錮以上の刑に処せられ」とありますが、海外事業者の申請の可能性に鑑み、電子署名法第五条第一項を参照に、「禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ」と規定するのが適当ではないかと考えます。	御指摘を踏まえ、下記のとおり修文します。	有
9	個人	時刻認証業務を行うものは、セキュリティの観点から日本国籍者に限定すべきではないでしょうか？	イ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 本規程（案）では、根拠法である総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第59号の趣旨に鑑み、情報の信頼性を担保しながらその電磁的流通を振興することを目的として、確実かつ安定的にタイムスタンプを発行する時刻認証業務の要件を定めているところ、国籍により認定業務を行う者を限定することは適当ではないと考えます。	無
第8条（実施状況の報告等）関連				
第8条第2項：総務大臣は、認定制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、認定事業者に対し、実地の調査を行うことができる。				
10	一般財団法人日本データ通信協会	一般財団法人日本データ通信協会は、タイムビジネス信頼・安心認定制度を運営するにあたり、2017年1月より時刻認証業務認定事業者（TSA）にアンケート調査を行うことで認定タイムスタンプの発行数を把握し、TSAから同意を得た上で公表しております。この数値はタイムスタンプの利用状況の理解と時刻認証業務の認定制度の適切な運用に資するものと考えております。国の認定制度においても調査を実施いただき、認定事業者が調査（データ提供）に協力する仕組みが実現できるよう規定いただければと考えます。	御指摘を踏まえ、総務大臣が認定制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、認定事業者に対し、認定業務等についての説明や資料の提出を求めることができるようにする趣旨で、下記のとおり修文します。 総務大臣は、認定制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、認定事業者に対し、<u>実地の調査等</u>を行うことができる。 また、次項にも同様の修文を行います。	有

			総務大臣は、前項の調査等の結果に基づき、認定制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、認定事業者に対し、改善その他必要な措置を指導することができる。 ※これらの修文は、認定業務のタイムスタンプ発行数を把握するための調査を総務大臣が行うことを予断するものではありません。	
第8条第3項：総務大臣は、前項の調査の結果に基づき、認定制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、認定事業者に対し、改善その他必要な措置を指導することができる。				
11	日本司法書士会 連合会	総務大臣は、認定事業者に対して「認定制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、認定事業者に対し、改善その他必要な措置を指導することができる。」（第8条第3項）としているが、行政処分としては認定の取り消し（第9条）しか定められていない。認定制度の適正な運営のためには、業務停止命令等の中間的な行政処分も制度化すべきである。	一般的に処分とは、「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為」とされており、本規程（案）に規定される認定の取消し（第9条第1項）等の行為は、いわゆる事実行為になるものと考えます。本規程（案）の根拠となる総務省設置法は、あくまで総務省の所掌事務の範囲を示したものに過ぎないことから、行政処分を本規程（案）で定めることはできかねますが、指導の公表（第8条第4項）や認定の取消し及びその公示（第9条第2項）には認定事業者への強い抑止効果があると認識しており、認定制度の適正な運営は確保できるものと考えます。	無
第23条（指定の取消し等）関連				
第23条第1項：総務大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査及び確認の業務の全部若しくは一部の停止を要請することができる。				
12	日本司法書士会 連合会	指定調査機関についても同様に、行政処分としては指定の取消し（第23条第1項）が定められているが、期間を定めた調査及び確認の業務の全部若しくは一部の停止については「要請することができる。」（同項）に留まり、認定制度の適正な運営のためには、業務停止命令等の	上記のとおり、本規程（案）の根拠となる総務省設置法は、あくまで総務省の所掌事務の範囲を示したものに過ぎないことから、行政処分を本規程（案）で定めることはできかねますが、指定の取消しや業務の停止要請及びその公示（第23条第2項）には指定調査機関への強い	有

		より強い行政処分を制度化すべきである。	抑止効果があると認識しており、認定制度の適正な運営は確保できるものと考えます。 ただし、認定制度の適正な運営の更なる確保のため、指定調査機関の実態を総務大臣において必要に応じより具体的に把握すべく、第 21 条第 1 項として新たに下記の規定を加えることとします。 総務大臣は、認定制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、実地の調査等を行うことができる。	
その他				
13	日本司法書士会 連合会	当連合会は、総務省「プラットフォームサービスに関する研究会トラストサービス検討ワーキンググループ」において創設が提言された、タイムスタンプの国による認定制度（以下「タイムスタンプ認定制度」という。）に賛意を表する。タイムスタンプ認定制度は、政府レベルでは EU にしかなく、我が国で制度化されれば国内外の様々な場面で利用されることが想定でき、DX 等の推進に寄与するものとする。 特に司法書士は、登記・裁判等業務を中心として電子署名等を日常的に取り扱っており、今後はタイムスタンプ認定制度に基づくタイムスタンプについても同様に扱うことを想定している。当連合会としては、タイムスタンプ認定制度が有効に活用されることを望んでおり、同制度が適正に運用されることを注視することとしたい。	本規程（案）への賛同の御意見として承ります。	無